

公共事業環境配慮書

農政部

農地整備課

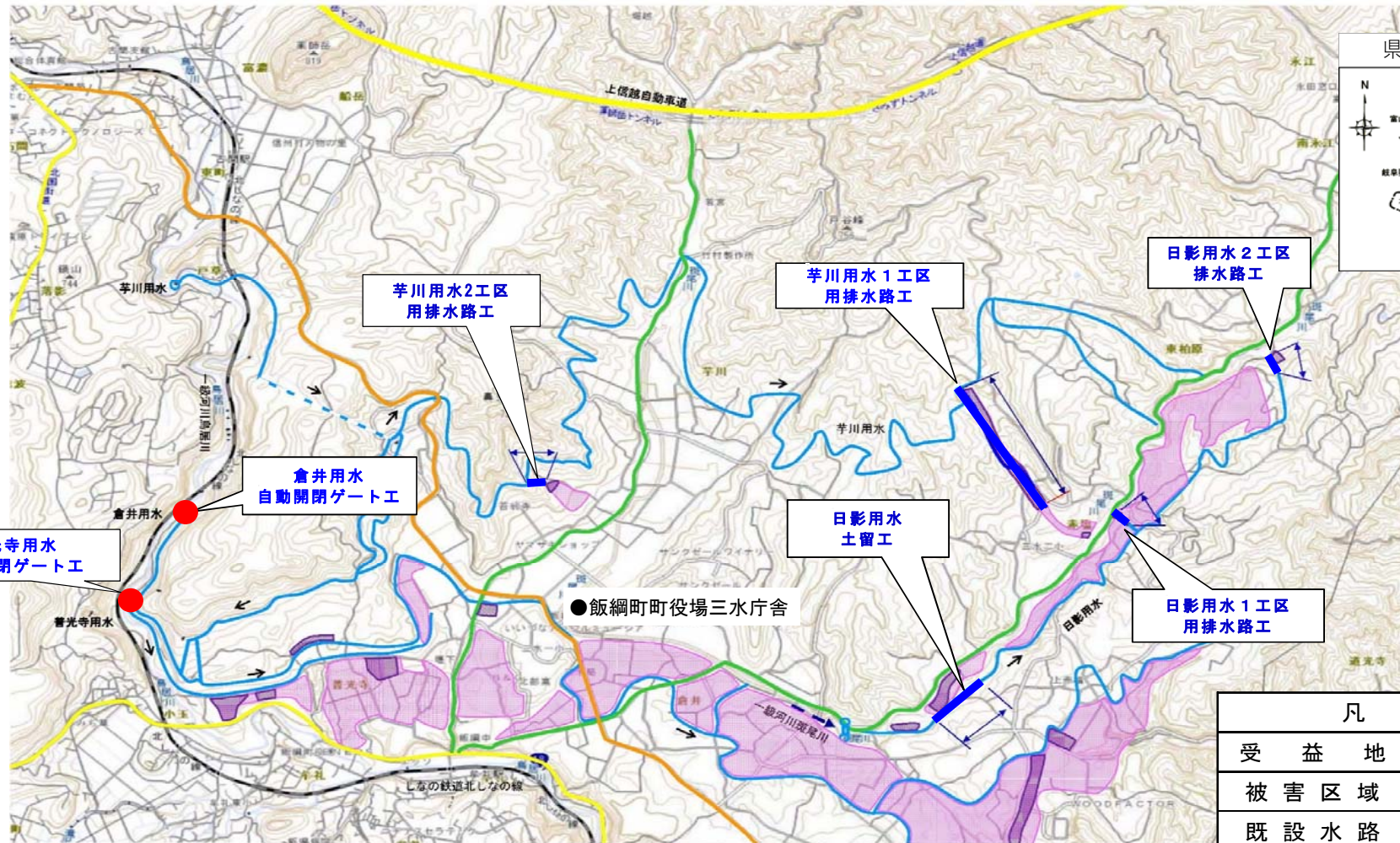
事業名称		
事業名	県営農村地域防災減災事業	
整理番号	R2-10	
事業の種類	かんがい排水施設の新設又は更新	
市町村名	飯綱町	
箇所名	三水地区	
事業年度	令和2年度～令和6年度(2024年度)	
事業概要		
目的	豪雨時に溢水被害を生じている水路を改修することにより、公共施設、家屋、農業用施設、農地への被害を未然に防止する。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	用排水路施設整備 1,653m (コンクリート二次製品等)	
関連する事業計画	なし	
その他特記事項	なし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	農振法の農業振興地域 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地 河川法の河川区域または河川保全区域 都市計画法の用途地域(田園・既存集落区域)	
その他	なし	
社会的要素		
留意すべき地域の概況		
交通の現況	事業区域に県道459号東柏原赤塩線が位置する。	
土地利用の現況	丘陵・田園である。	
生活関連施設の現況	周辺に住居が点在している。 周辺に赤塩保育園がある。	
その他	特になし	
自然的環境要素		
環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【大気汚染の防止】	
	・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。 ・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。 ・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	【騒音、振動の防止】	
・低騒音・低振動型の建設機械を使用する。 ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。		
水環境	留意すべき地域の概況	河川・湖沼に隣接する
	【水質汚濁の防止】	
・現場事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 ・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の流出を避ける。		
地形・地質	留意すべき地域の概況	丘陵である
	【改変面積の最小化】	
・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。		

野生動植物	留意すべき地域の概況	飯綱町田園環境整備マスタープランにおける環境創造区域及び環境保 令和2年3月に環境配慮対策について飯綱町と地元区と打合せを行っ ホタルの生息地である。
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】	
	・工事影響範囲内にホタル、カワニナ、マツカサガイが確認された場合は、保全処置を行う。	
	【野生動植物の生息・生育空間の保全】	
	・回避措置を基本とするがそれができない場合は、ホタル、カワニナ、マツカサガイを生息適地へ移 動させる。 移動にあたっては、個体群の連続性に十分配慮します。	
	・他地域から土砂等を搬入する場合、土取り場周辺の植生に留意し、外来種等の種子が混入しない ように配慮する。	
	・重機は中型以下で、低騒音型を使用します。	
	・工事は工区毎、段階的に施工します。	
	・ゲンジボタルが確認された場合、発生箇所の水路の底質や、流速の大幅な改変を避けるなど、産 卵・生育場所の配慮に努めます。	
	【地域独自の生物多様性の保全】	
・ホタル、カワニナの遠隔地からの導入を防止する。		
・車両・資材・作業着・靴の適切な洗浄に努める。		
・工事現場内の表土は集積し、工事後の植生・緑化はその集積土を流用する。		
景観	留意すべき地域の概況	田園景観を形成している
	【すぐれた景観の保全】	
・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。		
文化財等	留意すべき地域の概況	周知の埋蔵文化財包蔵地がある
	【文化財等への配慮】	
・工事実施前に飯綱町教育委員会と協議する。		
廃棄物・ 建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
	・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
	・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
【資源の有効利用】		
・再生As合材、再生骨材、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。		
省資源・ 省エネルギー・ 温室効果ガス	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。	
	・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。	
	・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
	【エネルギーの有効利用】	
・太陽光等の自然エネルギーの有効利用に努める。		

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	計画地域には希少猛禽類のサンバが面的に 生息しており、また、オオタカの生息地である 可能性もありますので、「サンバの保護の進め 方」(平成25年環境省)や「猛禽類保護の進め 方(改訂版)」(平成24年環境省)に基づいた 保全措置をとるよう努めてください。	猛禽類の保全のため、工事の実施にあたっては可 能な範囲で、以下のことに配慮します。 ・既存水路の改修のため、大きな地形の改変は行 わない。 ・重機は中型以下で、低騒音型を使用します。 ・工事は工区毎、段階的に施工します。

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
2	野生動植物	<p>用水全体では、マツカサガイ(イシガイ科の二枚貝、環境省RL準絶滅危惧種)も確認されたことがありますので、ホタルやカワニナに加え、二枚貝にも配慮してください。</p> <p>回避措置では、地域個体群の連続性を保つよう努めてください。また、生息適地へ移動させる場合は、近隣の個体群と遺伝的交流が可能な配置とするよう努めてください。</p> <p>なお、一般的なゲンジボタルの場合は、以下の点に配慮してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタルが発生している箇所の水路の底質や流速をあまり変えない ・産卵場所となる水際の日陰のコケを残す ・初夏に幼虫が上陸し、土にもぐってさなぎ化、羽化できるよう、適度な水はけ、通気性、保水性をもった柔らかい土手を残す ・幼虫の飛翔、休止、交尾の場所として、水際に木陰を残し、人工光の影響をなくして暗がりを保つ ・ホタル、カワニナを遠隔地から導入しない 	<p>工事影響範囲内にマツカサガイが確認された場合は保全措置を行う。</p> <p>回避措置での個体群の連続性・生息適地への移動については充分配慮します。</p> <p>ゲンジボタルが確認された場合、発生個所の水路の底質や、流速の大幅な改変を避けるなど、産卵・生育場所の配慮に努めます。</p> <p>ホタル、カワニナの遠隔地からの導入を防止するように留意します。</p>
3	野生動植物	<p>車両及び資材若しくは作業着・靴を適切に洗浄し、外来種の持ち込み防止に努めてください。</p>	<p>車両・資材・作業着・靴の適切な洗浄に努めます。</p>
4	野生動植物	<p>工事後の速やかな在来種による植栽・緑化に努めてください。その際、表土を植生用客土として活用し、近隣の自生個体群の遺伝的かく乱が起きないように、遺伝的地域性に配慮して地域由来の個体を用いるよう努めてください。</p>	<p>工事現場内の表土は集積し、工事後の植生・緑化はその集積土を流用することとします。</p>

県営農村地域防災減災事業 三水地区 位置図



凡 例	
受 益 地	
被 害 区 域	
既 設 水 路	
広 域 農 道	
国 道	
県 道	